

源泉徴収税額の計算方法について（参考）

① 講師料から源泉徴収税額を減額して支払う場合

〔計算方法〕 税率が 10.21%

講師料×0.1021＝源泉徴収税額

講師料－源泉徴収税額＝講師の手取額

〔30,000 円の場合〕

30,000 円×0.1021＝**3,063 円**

⇒学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）

30,000 円－3,063 円＝26,937 円 ⇒講師の手取額

領収書例：講師手取額 26,937 円の場合

〇〇学校様	領 収 書
	¥ 30,000
	講師謝金 26,937 円
	源泉徴収 3,063 円
年 月 日	_____ 印

【参 考】

講師料	源泉徴収税額	講師の手取額
10,000 円	1,021 円	8,979 円
20,000 円	2,042 円	17,958 円
30,000 円	3,063 円	26,937 円
40,000 円	4,084 円	35,916 円
50,000 円	5,105 円	44,895 円

② 講師料とは別に源泉徴収税額を支払う場合（講師料に源泉徴収税額を含まない場合）

〔計算方法〕 税率が 10.21%

講師料÷0.8979＝総支払金額

（1 円未満の端数は切り捨てます）

総支払金額－講師料＝源泉徴収税額

※0.8979 の考え方は 1-0.1021=0.8979

〔30,000 円の場合〕

30,000 円÷0.8979＝33,411 円

33,411 円－30,000 円＝**3,411 円**

⇒学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）

領収書例：講師の手取額 30,000 円の場合

〇〇学校様	領 収 書
	¥ 33,411
	講師謝金 30,000 円
	源泉徴収 3,411 円
年 月 日	_____ 印

【参 考】

講師料（総支払金額）	源泉徴収税額	講師の手取額
11,137 円	1,137 円	10,000 円
22,274 円	2,274 円	20,000 円
33,411 円	3,411 円	30,000 円
44,548 円	4,548 円	40,000 円
55,685 円	5,685 円	50,000 円

【その他】

※源泉徴収税額を最寄の税務署にお支払いをお願いします。

※上記①・②のどちらのパターンで執行されるかは、学校側と講師の方とでご相談ください。

※納付書は最寄りの所管税務署へお問い合わせください。

※詳しくは、国税庁のホームページもしくは最寄りの所管税務署にお問い合わせください。

ボランティア活動助成金の助成対象について

■ 下記の内容は一部の例となります。

対象となるもの	対象とならないもの
消耗品 (用紙・箒・楽譜・軍手・ごみ袋等)	トナーカートリッジ代
ボランティア保険料	学校の教職員の旅費
講師謝金 (源泉徴収が必要)	学校管理備品
運送費	飲食の費用 (会議用のお茶等)
印刷代	楽器購入費
会場費	
楽器修繕費	
貸切バス代 (運転手の宿泊・食事代等は対象外)	

※上記記載の内容以外にも、助成対象として認められるもの、認められないものもあります。

※その他、ご不明な点がございましたら当支部までご連絡お願いいたします。

申請書・報告書の費目例

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ・消耗品費 | ・講師謝金 | ・運送費 |
| ・保険料 | ・源泉徴収税 | ・バス借上料 |
| ・楽器修繕費 | ・講師交通費 | など |